柏市消費生活センターつうしん

柏市消費生活センター
２０１５年１月１日発行

第１２号

風早北部地域，風早南部地域，手賀地域版

暖房器具･･･おっと危ない！！その使い方

暖房器具を適切に使用し，事故や火災を防ぎましょう。

■ストーブや石油ファンヒーター■

消火をしてから給油し，給油後はタンクの口金を確認する

⇒消火をせず給油したり，タンクの口金をきちんと締めないと灯油に引火する恐れがあります

劣化した灯油は使用しない

⇒古い灯油は，保存状態によっては劣化することがあり，機器の故障の原因になります

暖房器具の上に洗濯物をかけない

⇒乾燥して軽くなった洗濯物がストーブに落ちて引火する恐れがあります

布団，カーテン，紙類など燃えやすい物のそばで使用しない ⇒引火する恐れがあります

換気をする ⇒換気をしないと一酸化炭素中毒になる危険があります

近くでスプレー缶は使用しない

⇒近くで使用すると缶の中身がファンヒーターの温風で加熱され，爆発する恐れがあります

■湯たんぽ■

製品の取扱上の注意等を確認する

⇒低温やけどを防ぐため，就寝時には湯たんぽを布団から出すなど，それぞれの製品の注意等をよく確認して使用してください

また，使用中に音や臭い等，異常を感じた場合は一旦使用を中止して，取扱説明書を読み，不明な点は販売店や製造業者に問い合わせ，安全を確認してから使いましょう

困ったときや被害に遭ったときには
すぐ消費生活センターに相談を

消費生活センターの場所はこちらです

【案内図】

■相談受付日時

月～金曜日（来所・電話）午前９時～午後４時半
（祝日，年末年始を除く）

第３土曜日（電話のみ） 午前９時～午後４時半

■相談専用電話

04−7164−4100

【公共交通機関で行くには】

◎ 柏駅東口から，ウェルネス柏行きバスで終点
下車，徒歩２分

◎ 柏駅東口から，徒歩３０分

◎ 北柏駅南口から，慈恵医大行きバスで終点
下車，徒歩７分

◎ 北柏駅南口から，徒歩２０分

長期間継続する契約の注意点

自宅に訪問してきた新聞の拡張員から景品をもらって1年間の購読契約をした。最近，新聞を読むのがおっくうになり解約を申し入れたが断られた。

知人が使っているタブレット端末を自分も使ってみたいと常々思っていた。電話勧誘で2年間の光ファイバーの通信回線契約をするとタブレット端末が無料でもらえる，通信費も安くなると説明されて契約した。端末の操作が難しく使いこなせない。契約先に解約を申し出ると高額な解約料を請求された。

スポーツジムと半年契約すると，1カ月分の利用料・入会金・事務手数料が無料になるという新聞の折り込みチラシを見て契約した。ジムに行って運動すると疲れてしまい，あまり利用しないから解約したい。

賃貸アパートの更新契約書に新たにルームクリーニングの条項が入っているのを見つけた。

長期間の契約をすると、自分の都合で契約の変更や解約をすることは困難です。

６カ月や１年と長期間継続する契約をすると，後から自分の事情が変わったと言っても原則，一方的に解約することはできません。

特に長期契約のサービスは，契約前に実際の状況がわからないため自分の思ったサービス内容と違うといった苦情も多く発生します。事業者側からは契約期間満了までは契約を守るよう求められることもあります。

良い点ばかりを説明する事業者もいます。契約前に契約書の契約内容や解約条件をしっかり確認しましょう。確認できない時は契約をやめましょう。

長期間継続する契約は高額になるので，実際に総支払金額を計算してみましょう。本当に必要な契約なのか，自分に合った契約内容なのか，短期で契約して試すことができないかじっくり考えましょう。

契約前のチェックポイント

□すぐに契約する必要がありますか。家族に相談しましたか。
□他の事業者の複数の商品・サービスと比較しましたか。
□契約期間中の契約金額を計算しましたか。
□契約期間満了まで続けることができますか。
□契約期間の途中で解約できる契約ですか。
□契約書で契約内容・解約条件・清算方法を確認しましたか。
□業者との口約束になっていませんか。契約書に明記するように要求しましょう。

契約後の解約の検討

□クーリング・オフを主張できないか。

電話勧誘や訪問販売等であれば，クーリング・オフ期間を過ぎていても契約書に明記しなければならない項目の記載がない場合，クーリング・オフができることがあります。

□契約の取り消しの主張ができないか。

未成年者や成年被後見人がした契約，事実とは異なる説明を受けて契約を結んだ場合，長時間帰ってくれずに困り果てて契約を結んだ場合は取り消しを主張できることがあります。

□契約の条項が一方的に消費者に不利な場合，その条項の無効を主張できることがあります。

□特定継続的役務提供契約は中途解約ができます。

トラブルが多い６業種のエステティックサービス，語学教室，学習塾，家庭教師，パソコン教室，結婚相手紹介サービスはクーリング・オフができます（店舗での契約を含む）。また，理由に関わらず今までに利用した代金と違約金を支払って中途解約が可能です。契約金額が５万円を超え，契約期間が２ヶ月（エステティックは１ヶ月）を超えるものが対象です。